

副本

平成26年(ワ)第3949号 法定速度の合理性に対する国家賠償請求事件

原告 野村 一也

被告 国ほか5名

答 弁 書

平成26年12月24日

横浜地方裁判所第2民事部は係A 御中

被告国指定代理人

〒231-8411 横浜市中区北仲通五丁目57番地

横浜第2合同庁舎

横浜地方法務局訟務部門(送達場所 杉森宛)

(電話 045-641-7938)

(FAX 045-224-4759)

上席訟務官 降旗 優次

上席訟務官 白井 ときわ

訟務官 箕輪 英美

法務事務官 杉森 拓

〒100-8974 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

警察庁長官官房人事課

係 長 阿 部 俊 之



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告国に対する請求を棄却する。
- 2 訴訟費用のうち、原告と被告国との間に生じた部分は原告の負担とする。
- 3 被告国に対して仮執行の宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言を付する場合には、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告国の主張

追って準備書面で明らかにする。